

# 平成 21 年度 財政的援助団体等

## 監査結果に基づき講じた措置

### 個 表

#### 【出資(出捐)団体】

財団法人三重県国際交流財団	1
社会福祉法人三重県厚生事業団	3
財団法人三重こどもわかもの育成財団	5
財団法人三重県小動物施設管理公社	7
財団法人三重県環境保全事業団	8
財団法人三重県農林水産支援センター	9
株式会社三重県四日市畜産公社	11
三重県土地開発公社	14

#### 【補助金等交付団体】

学校法人慈光学園	17
学校法人あおい学園	18
学校法人白百合学園	19
学校法人日本聖公会三重学園	20
医療法人（社団）大和会	20
特別医療法人暉純会	21
社会福祉法人三重福祉会	21
社会福祉法人伊賀昂会	22
いせしま森林組合	23
亀山商工会議所	24
シャープ株式会社	25
市場土地改良区	26
三重県超短波無線漁業協同組合	27
社団法人三重県トラック協会	28

平成 22 年 9 月

三重県監査委員事務局

### 監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	生活・文化部	団体名	財団法人三重県国際交流財団												
監査結果及び意見															
<p>(1) 法人においては、平成19年3月に「中期事業計画（平成19年度～平成22年度）」を策定し、多文化共生社会の推進や国際交流の促進等に取り組んでいるところである。しかしながら、事業運営に関しては、基本財産の取り崩しや受託事業の減少などにより厳しい状況となっているので、民間企業への寄附金募集の働きかけや、賛助会員の増加に向けたPR活動を行うなどにより、自主財源の確保に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事の変更登記</td><td>○理事の変更登記が、寄附行為に定める2週間以内の期限から4日遅延していた。</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>○有価証券を時価により評価しているが、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていなかった。</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>○賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準が記載されていなかった。</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>○未払金に計上されている、委託事業にかかる消費税及び地方消費税の計上額に誤りがあった。</td></tr> <tr> <td>予定価格</td><td>○契約において、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める2週間以内の期限から4日遅延していた。	有価証券	○有価証券を時価により評価しているが、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていなかった。	賞与引当金	○賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準が記載されていなかった。	未払金	○未払金に計上されている、委託事業にかかる消費税及び地方消費税の計上額に誤りがあった。	予定価格	○契約において、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。
項目	内 容														
理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める2週間以内の期限から4日遅延していた。														
有価証券	○有価証券を時価により評価しているが、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていなかった。														
賞与引当金	○賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準が記載されていなかった。														
未払金	○未払金に計上されている、委託事業にかかる消費税及び地方消費税の計上額に誤りがあった。														
予定価格	○契約において、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。														
所管部局に対する意見															
<p>(3) 法人については、事業運営が厳しい状況となっているので、自主財源の確保に努めるよう指導されたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。</p>															
講じた措置（処理状況）															
<p>〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕</p> <p>(1) 財団の事業運営は大変厳しいものがあり、コスト削減とともに、自主財源の確保が大きな課題となっています。</p> <p>このため、平成21年度において、通訳・翻訳業務にかかる収益事業を開始するとともに、財団事業協力者等にも賛助会員への加入を呼びかけ、自主財源の確保に努めました。</p> <p>また、財団の事業展開が、外国人住民を対象とした事業が中心となっていることなどから、民間企業への寄附金募集が難しい状況を踏まえ、企業との連携が前提となる新規事業の構築にも努めました。</p> <p>今後とも、三重県における民間レベルでの国際化を推進する中核的組織として、多文化共生の推進などの事業を積極的に展開するとともに、経営の改善を図り、財団の果たすべき役割を担っていきます。</p>															

(2)

① 理事の変更登記について、今後、寄附行為に定める期限（2週間以内）を遵守します（なお、平成21年度に登記事項は発生していません）。

② 「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針の、有価証券の評価基準及び評価方法にかかる記載を、「満期保有目的の債権並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（時価のあるもの）：期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している」との表現に改めました。

③ 賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額を計上しました。

④ 「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準を次のとおり記載しました。

「賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち、当期に帰属する額を計上している。」

⑤ 消費税及び地方消費税の積算については、県当局の指導を受けながら、改善方法について検討しています。

⑥ 10万円超の契約については、すべて予定価格を設定するよう、周知・徹底をはかりました。

[所管部局に対する意見について講じた措置]

(3) 国際交流財団においては、平成21年度から人件費の見直しをはじめ通訳事業など新たな収益事業にも取り組んでいますが、今後も、各種助成金の活用や寄付金、賛助会員の募集、収益事業の拡充、組織体制の見直しなどにより、自主財源の確保や活動内容の充実に取り組むよう指導を行いました。

(4) 法人の会計事務等については、適切に処理するよう指導を行いました。また、今後の法人検査においても確認、指導を行っていきます。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人 三重県厚生事業団			
監査結果及び意見						
(1) 平成 20 年度の公の施設管理に関する成果実績について、全 16 項目中 5 項目が目標を大きく下回っているため、原因の分析を行うとともに、目標達成に向け、各種研修参加者や施設利用者等への情報提供に努められたい。						
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
賞与引当金	○財務規程において規定している賞与引当金が、計上されていなかった。					
未払金	○年度末の未払金を計上するにあたり、請求書に基づき一律、期末日の日付で計上しているが、納品等の日付で計上すべきである。					
固定資産	○固定資産の取得価格の中に、工事の設計料が含まれていないものがあった。					
受託契約	○県から委託された事業において、事業計画書の未提出、及び事業実績報告書の提出が遅延しているものがあった。					
所管部局に対する意見						
(3) 公の施設管理に関する成果目標が十分達成されていない項目があることから、目標達成に向けた指導、助言等を行われたい。						
(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう、法人を指導されたい。						
(5) 法人に無償貸与している県有備品について、所管部局から物品表示票が送付されていないものがあったので、送付されたい。						
講じた措置（処理状況）						
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕						
(1) 「各種研修参加者数」及び「実習生の受け入れ」については、受託事業の終了が、「出張スポーツ教室」については、出張開催から地域での開催支援へニーズが移行しつつあることが、「みえ福祉用具フォーラム参加者」については、内容がより専門性を伴うものとなっていることや福祉系の学生数減少が、成果目標を大きく下回っている原因の一部であることがわかりました。今後、その他の未達成原因の検討分析と改善策を講じるよう努めます。						
また、「リフトバス運行」については、車両が更新されたことをホームページに掲載しました。これらの情報を周知することにより実績の改善が図られるよう努めます。						
(2) 会計事務等について改善を要する事由については、次のとおり事務処理を行いました。						
・「賞与引当金」については、平成 21 年度決算時に引当を実施しました。						
・「未払金」については、期末未払金を計上するに当たり、請求書、及び請求明細書又は納品書において納品の事実を確認するとともに、平成 21 年度より納品日の日付で未払金を計上しています。						
・「固定資産」については、建築工事における設計料については、平成 22 年度から固定資産の						

取得価額に含めて処理します。

- ・「受託契約」については、平成 21 年度分事業実績報告書及び平成 22 年度分事業計画書を期限内に提出しました。

[所管部局に対する意見について講じた措置]

- (3) 団体と共に、上記（1）に記載のとおり、原因を分析しましたが、その他の未達成原因の分析が十分でないため、引き続き原因の分析と改善策を講じるように指導しました。
- (4) 会計事務等について改善を要する事由については、適切に事務処理を行うよう指導し、上記（2）に記載のとおり事務処理を行う旨報告を受けました。
- (5) 指定管理者に無償貸与している県有備品について、物品表示票を送付しました。

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人 三重こどもわかもの育成財団														
監査結果及び意見																	
<p>(1) 平成 20 年度の公の施設管理に関する成果実績のうち、ボランティア参加者数が目標を下回っているため、目標達成に向け、ボランティアの育成と活用に一層努められたい。</p> <p>(2) 施設の利用料金免除に関する事項、及び法人が所有する個人データの取り扱いに関する事項が十分に広報されていないため、法人のホームページに登載するなどにより、情報の周知を一層図られたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td><td>○青少年特別会計において、収支計算書の次期繰越収支差額が 0 円となって いるが、運用財産同額を計上すべきである。 ○財務諸表の注記において、消費税の会計処理等、記載されていない項目が 一部あった。</td></tr> <tr> <td>法人税等</td><td>○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 169 千円が、平成 21 年度の費用 として計上されているが、平成 20 年度の費用として計上すべきである。</td></tr> <tr> <td>賞与</td><td>○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用とし て計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上す べきである。</td></tr> <tr> <td>未収金</td><td>○未収金のうち 400 千円については、相手先団体の解散により回収不能と認 められるが、貸倒引当金の計上など、特段の会計処理を行っていなかった。</td></tr> <tr> <td>車両</td><td>○購入済みの車両 1 台について、前払金から固定資産への科目振替がされて いなかった。また、同車両の減価償却費が計上されていなかった。</td></tr> <tr> <td>財務規程</td><td>○財務規程に定められている予定価格の設定や、2 者以上からの見積書の徵 収が行われていないものがあった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内容	財務諸表	○青少年特別会計において、収支計算書の次期繰越収支差額が 0 円となって いるが、運用財産同額を計上すべきである。 ○財務諸表の注記において、消費税の会計処理等、記載されていない項目が 一部あった。	法人税等	○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 169 千円が、平成 21 年度の費用 として計上されているが、平成 20 年度の費用として計上すべきである。	賞与	○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用とし て計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上す べきである。	未収金	○未収金のうち 400 千円については、相手先団体の解散により回収不能と認 められるが、貸倒引当金の計上など、特段の会計処理を行っていなかった。	車両	○購入済みの車両 1 台について、前払金から固定資産への科目振替がされて いなかった。また、同車両の減価償却費が計上されていなかった。	財務規程	○財務規程に定められている予定価格の設定や、2 者以上からの見積書の徵 収が行われていないものがあった。
項目	内容																
財務諸表	○青少年特別会計において、収支計算書の次期繰越収支差額が 0 円となって いるが、運用財産同額を計上すべきである。 ○財務諸表の注記において、消費税の会計処理等、記載されていない項目が 一部あった。																
法人税等	○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 169 千円が、平成 21 年度の費用 として計上されているが、平成 20 年度の費用として計上すべきである。																
賞与	○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用とし て計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上す べきである。																
未収金	○未収金のうち 400 千円については、相手先団体の解散により回収不能と認 められるが、貸倒引当金の計上など、特段の会計処理を行っていなかった。																
車両	○購入済みの車両 1 台について、前払金から固定資産への科目振替がされて いなかった。また、同車両の減価償却費が計上されていなかった。																
財務規程	○財務規程に定められている予定価格の設定や、2 者以上からの見積書の徵 収が行われていないものがあった。																
所管部局に対する意見																	
<p>(4) 児童青少年特別会計については、毎期、運用財産を取り崩して運用されているため、 事業運営を見直すための協議を一層進められたい。</p> <p>(5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、 適正な処理を行うよう、法人を指導されたい。</p>																	
講じた措置（処理状況）																	
<p>〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕</p> <p>各指摘について、法人に対し措置を講ずるように指導し、以下のとおり財団から報告を受け ました。</p> <p>(1) ボランティア参加者数の目標達成に向け、以前から募集案内のチラシの館内配布、自治 会や松阪市シルバー人材センターへの訪問、併せて近隣の大学や高校の先生や学生が来館 した際に依頼しています。</p>																	

本年度は、これらの取組に加え以下の対策を講じることにより、目標達成に向け、さらなるボランティアの育成と活用に努めてまいります。

- ・チラシ・ポスターの内容を更新して、直接学校や各種団体に出向いて依頼します。
- ・ホームページでボランティア募集を既に行っておりますが、中身を一層充実することにより、ボランティアの意義等を訴えていきます。
- ・チャレンジマップ等の印刷物にもボランティア募集を同様に掲載しています。

(2) 指摘を受け、即日、必要事項を財団ホームページに登載しました。

(3) 会計事務等については、平成 21 年度決算において適正な事務処理を実施しました。

- ・「財務諸表」の運用財産については、20 年度までは流動資産として計上していましたが平成 21 年度決算において固定資産(特定資産)として計上しました。その結果、収支計算書の次期繰越収支差額には影響しないこととしました。また、消費税の会計処理等については、21 年度決算で計上しました。
- ・「法人税等」については、21 年度決算から当該年度の費用として計上しました。
- ・「賞与」については、21 年度決算から 12 月～3 月分を当該年度の費用として計上しました。
- ・「未収金」のうち 400 千円については、21 年度決算において貸倒引当金として計上しました。
- ・「車両」の前払金から固定資産への科目振替及び減価償却については、21 年度決算において計上しました。
- ・「財務規程」に定められている予定価格の設定や 2 者以上の見積書の徴収については、平成 22 年度から財団の財務規程に基づき実施しています。

[所管部局に対する意見について講じた措置]

(4) 事業の運営については、企業との協働あるいは協賛を得て実施する等、収入増を一層図る努力をするよう指導したところ、財団では協賛企業の拡充等の検討を始めました。

また、平成 23 年 4 月 1 日を目標に公益財団法人への移行を考えていることから、財団の運営についても長期的な展望を検討するように指導し、公益財団法人への移行および指定管理者への応募とあわせて、より効率的な法人運営と経営体制の強化について県と財団との打合せを始めました。

(5) 適切な会計事務処理が行われるよう、財団内部のチェック体制の強化及び会計事務処理等について指導を強化しました。

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人 三重県小動物施設管理公社			
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
物品の検収	○備品購入等における検収の記録がなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 公社との「小動物処分及び野犬等捕獲抑留業務」委託契約書において、再委託に関する条項が定められていない。また、具体的な業務手順の仕様書が契約書に添付されていないため、契約書の見直しを行い、業務内容の明確化を図られたい。						
講じた措置（処理状況）						
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕						
(1) 備品購入等において、検収簿を作成し、物品搬入時にその都度、納品書及び購入物品を検収（検品）し、確認押印を行うこととし、適切な事務処理に努めています。						
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕						
(2) 業務の再委託について受託事業者と協議し、平成 21 年度の「小動物処分及び野犬等抑留業務委託契約書」については、契約書に再委託の規定を記載し、契約を締結しました。また、再委託が生じる場合は、契約書に基づき「部分下請負申請書」を提出させることとしました。						
具体的な業務手順の仕様書を作成し、平成 22 年度の「小動物処分及び野犬等抑留業務委託契約書」に反映させることとしました。						

部局名	環境森林部	団体名	財団法人三重県環境保全事業団
監査結果及び意見			
<p>(1) 平成 20 年度の決算は、一般会計が 2 億 9,235 万円の純利益、特別会計が 1 億 2,893 万円の純損失で、一般会計、特別会計を合わせ 1 億 6,342 万円の当期純利益を計上し、その結果、純資産が 3 億 9,245 万円となった。中期経営計画の目標である債務超過からの脱却は平成 19 年度決算より達成されている。</p> <p>今後も引き続き不断の経営努力に努め、経営の安定化を図られたい。</p> <p>また、現在策定中の次期中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）において、将来を見据えた計画となるよう検討を行われたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 法人の中期経営計画の目標である債務超過からの脱却は、平成 19 年度決算より達成されているが、今後も引き続き経営の安定化が図られるよう、法人を指導されたい。また、現在策定中の次期中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）において、将来を見据えた計画となるよう指導されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>[監査実施団体に対する意見について講じた措置]</p> <p>(1) 経営の安定化については、当事業団の経営を圧迫している溶融処理事業における処理費用（実費）と処理料金が見合っていないなど事業団の経営努力だけでは解決できない構造的な課題に関して、市町、県及び事業団で構成する運営協議会で検討してきた結果、平成 22 年 3 月 24 日開催の総会において、市町の廃棄物については、平成 23 年度を目途に、民間のリサイクル施設における処理に転換する方向が決めされました。</p> <p>今後も、こうした溶融処理事業の問題解決を図りながら、引き続き経営の安定化に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、次期中期経営計画については、溶融処理事業の見直しの方向が決定されたことから、これを踏まえて今後策定することとしています。</p>			
<p>[所管部局に対する意見について講じた措置]</p> <p>(2) 所管部の立場から、必要な助言、指導等を行ってきたところ、平成 19 年度決算より債務超過から脱却し、また、経営を圧迫している溶融処理事業についても、平成 22 年 3 月の運営協議会総会において、今後の方向性（民間処理への転換）が決定されるに至りました。</p> <p>引き続き法人の経営安定化が図られるよう、また、今後の事業展開等将来を見据えた中期経営計画の策定に向けて、今後も法人と緊密に連携を図りながら、必要な助言、指導を行っていきます。</p>			

部局名	農水商工部	団体名	財団法人三重県農林水産支援センター			
監査結果及び意見						
(1) 法人においては、「中期計画（平成 17 年度～21 年度）」に基づき経営改善に努めているところであるが、平成 20 年度決算において、一般正味財産が 2 億 1,676 万円減少し、依然として厳しい経営状況が続いているため、引き続き経営改善に取り組まれたい。						
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
退職給付金	○退職給付金について、支給額全額を正味財産増減計算書の経常費用に計上しているが、過年度の労務対価相当額（平成 19 年度以前分）については、経常外費用として計上すべきである。					
引当金	○一般会計における安心食材表示制度推進事業引当金については、負債性引当金に該当するとは認められないため、計上方法を検討する必要がある。 ○賞与引当金を計上するにあたって、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金については、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていないため、適正に見積もる必要がある。					
預り金	○育成基金特別会計において、真珠災害資金事業預り金の支払処理を、取崩額として収益に計上するとともに、同額を費用に計上する処理を行っているが、預り金の支払処理に改める必要がある。					
所管部局に対する意見						
(3) 法人は中期計画に基づき経営改善を進めているところであるが、依然厳しい経営状況が続いていることから、早期に経営改善できるよう、引き続き指導、助言等を行われたい。						
(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。						
(5) 広域農道整備事業等の用地事務委託において、委託契約書に実績報告についての定めがないので、契約書の見直しを行われたい。						
講じた措置（処理状況）						
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕						
(1) 中期計画に基づき平成 17 年度から進めている経営改善の中で、長期保有地の売渡処分、組織再編等による経費削減等に引き続き取り組みました。これらの結果、長期保有農地の処分については、平成 21 年度末時点で、計画に対し 96.6% の売渡処分が完了しました。残る長期保有地に関しては、時価評価による簿価の修正を行いましたが、農地価格の低下の中で一般正味財産の減少となりました。						
しかし、中期計画に基づく経営改善への取組の中で、平成 16 年度末に約 15 億円あった長期借入金が平成 21 年度末には約 2 億円にまで削減され、平成 16 年度に約 4,000 万円支払っていた借入金利息についても平成 21 年度末には約 100 万円に削減されるなど、財務状況の改善の成果が現れています。						

今後は、平成 22 年 3 月に策定した第 2 期中期計画（平成 22 年度～26 年度）に基づき、支援センターの使命の遂行及び経営改善に努めてまいります。

（2）（退職給付金について）

- ・今後発生する退職給付金における過年度の労務対価相当額については、経常外費用として計上することとします。

（引当金について）

- ・一般会計における安心食材表示制度推進事業引当金については、平成 21 年度決算処理において同引当金の一般正味財産への戻し入れを行い、引当金の計上を廃止しました。
- ・賞与引当金については、平成 21 年度決算処理から社会保険料の法人負担相当額を含み計上することとしました。
- ・就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金額の適正な見積もりについては、県との協議を進めており、引き続き検討を行っていきます。

（預り金について）

- ・育成基金特別会計における真珠災害資金事業預り金の支払処理については、平成 21 年度決算処理から取崩額としての収益計上及び同額の費用計上を止め、預り金支払処理とすることに改めました。

〔所管部局に対する意見について講じた措置〕

（3）中期計画に基づく経営改善が着実に図られるよう、計画目標の達成に向けた指導や助言を行うとともに、平成 22 年度からの第 2 期中期計画の策定にあたり、助言等を行いました。

今後は、第 2 期中期計画に基づき、事業推進と経営改善が着実に図られるよう、必要な支援や指導、助言を行います。

（4）会計事務等における事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。

なお、就農支援資金貸倒引当金額の適正な見積もりについては、引き続き支援センターと協議を行い、その方法等について検討を行っていきます。

（5）広域農道整備事業等の用地事務委託においては、平成 22 年度の委託契約から契約書を見直し、実績報告についての規定を設けました。

部局名	農水商工部	団体名	株式会社三重県四日市畜産公社
監査結果及び意見			
<p>(1) 平成 20 年度の決算は、当期純損失 2,914 万円であり、二期連続で赤字を計上したことにより、累積欠損額が 4,718 万円となり、厳しい経営状況となっている。</p> <p>また、平成 21 年 3 月から新たに開始した豚部分肉加工業務が不調であることなどにより、平成 21 年度の決算もさらに赤字幅が増大することが想定されるため、早急に抜本的な経営改善に取り組まれたい。</p>			
<p>(2) 平成 20 年 1 月に「中期経営改善計画（平成 20 年度～22 年度）」を策定しているが、当該計画が取締役会等に諮られていないほか、年度毎の計画に対する実績の検証も行われていないなど、実効性のないものとなっている。</p> <p>二期連続赤字を計上している現状の経営状態を踏まえ、早急に抜本的な経営改善を図るためにも、役職員が一体となって当該計画を見直し、実効性のある経営改善計画を策定されたい。</p>			
<p>(3) 牛の特定危険部位の取扱いに係る告発を契機として、平成 19 年 8 月以降、法令の遵守や食の安全・安心に関する研修の実施、チェック体制の構築に努めているが、平成 20 年 7 月に牛加工肉の産地誤表示が発覚しており、依然として十分なチェック管理体制が構築されているとは言えない状況にある。</p> <p>このため、改善策の着実な実施を再度徹底し、定期的に職員の研修、訓練を実施するなどにより、再発防止に努められたい。</p>			
<p>(4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p>			
項目	内 容		
退職給与引当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の支払い資金として確保すべき、期末日現在における自己都合による退職金の要支給額が、退職給与引当金に計上されていなかった。</li> </ul>		
賞与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用として計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上すべきである。</li> <li>○賞与引当金を計上するにあたって、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。</li> </ul>		
法人税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 200 千円が、21 年度の費用として計上されているが、20 年度の費用として計上すべきである。</li> </ul>		
小切手	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 20 年度の末日に振出した小切手について、21 年度に会計処理されているが、振出し日の日付により、20 年度に会計処理を行う必要がある。</li> </ul>		

	経理規程	<p>○固定資産の取得は、総務責任者の申請により稟議決裁されなければならないと規定されているが、稟議が行われていなかった。</p> <p>○現金の在高を金種別明細表に記載し、毎日金銭出納帳と照合するよう規定されているが、金種別明細表が作成されておらず、現金在高の照合も不定期に行っていた。</p> <p>○入札等に関する規定が整備されていなかった。</p>
所管部局に対する意見		
		<p>(5) 公社の決算は、二期連続で赤字を計上するなど、厳しい経営状況となっている。また、平成 21 年度決算においてもさらに赤字幅が増大することが想定されるため、四日市市など他の出資者とともに、早急に抜本的な経営改善に取り組まれたい。</p> <p>(6) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。</p>
講じた措置（処理状況）		
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕		
	(1) 経営改善について	<p>平成 20 年度の当期損失の主要因であった人件費について削減するため、平成 21 年度については、役員報酬や職員賞与のカットを実施しました。</p> <p>平成 22 年度当初に業務量を精査し人員削減を実施、豚部分肉加工業務については、外注している部分肉加工業者への契約内容を見直し、定額制から加工処理頭数あたりの歩合制とすることで経費を削減します。また、収益向上策として、豚のと畜処理頭数および豚部分肉加工処理頭数を増加のため新規集荷先を確保し、平成 22 年度当期損益の赤字解消を目指します。</p>
	(2) 中期経営改善計画見直しについて	<p>平成 20 年 1 月に策定した「中期経営改善計画」（平成 20 年度～22 年度）を期間途中で見直すこととしました。実効性のある計画とするため、公社業務の部門別収支を再検討し、赤字部門の収益性改善方策を職員で検討した上で、累積欠損額の減少を目標とした中期改善計画案を策定し、9 月に開催される取締役会に諮ることとしました。</p>
	(3) 産地誤表示等の危機管理体制改善について	<p>再発防止のため、業務マニュアルの見直しを行い、産地確認を総務部門との二重チェック体制に改めました。また、職員を対象とした研修を実施しました。</p>
	(4) 会計事務処理の改善について	<p>監査の指摘事項に従い 21 年度決算において以下のとおり是正しました。</p> <p>退職給与引当金については経費に計上、賞与については 12～3 月分を当該年度費用として計上、賞与引当金計上にあたり社会保険料の法人負担額を計上、法人税等については当該年度費用として計上、小切手については振出し日の日付により会計処理することとしました。</p> <p>固定資産の取得については稟議決裁を経ること、現金在高の金種別明細表への記載および現金出納帳との照合については経理規程を遵守することとしました。</p> <p>入札等に関する規定は新たに平成 22 年 4 月 1 日付けで整備しました。</p>

[所管部局に対する意見について講じた措置]

(5) 経営改善への取り組みについて

四日市畜産公社は、平成 19 年度、20 年度に続き 21 年度も赤字を計上しました。赤字の要因は平成 21 年 3 月から新たに開始した豚部分肉加工部門の不振と人件費増加によるものです。

このことから、平成 22 年度の単年度収支を改善するため、県は公社に対し豚部分肉加工部門の収益確保と人件費削減について重点的に見直しをするよう指導しています。

また、22 年度からは公社役職員が一体となって経営改善に取り組む体制づくりの強化を目的として、開設者である四日市市と協力し公社運営に参画することとしました。

(6) 会計事務処理の改善について

会計事務処理については会計規則及び経理規定上適正に執行するよう、また監査指摘事項については平成 21 年度決算において直ちに是正するよう四日市畜産公社に対し指導を行い、退職給与引当金、賞与、賞与引当金、法人税等の経費計上事務処理方法および現金取扱い方法について是正しました。経理規程に規定されている稟議決裁の遵守、入札に関する規程整備についても是正しました。

また、平成 22 年度からは公社監査役 2 名のうち 1 名を会計士等資格所有者とすることとしました。

部局名	県土整備部	団体名	三重県土地開発公社			
監査結果及び意見						
(1) 公社では平成 20 年度から公有地取得の代行買収制度の試行を行っているが、将来的な全面受託への移行に向けて、課題や問題点を整理するとともに、公社のあり方に対応した職員の専門性の確保や組織体制づくりを進められたい。						
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
立替払	○小口現金の受け払いにおいて、職員の立替払いが多く見受けられた。					
契約事務	○契約にあたって、随意契約理由や業者選定理由の未記載、予定価格の設定がないものが見受けられた。 ○検収の記録がないものが見受けられた。					
備品管理	○備品表示票が貼付されていないものが見受けられた。 ○会計規程に定める、固定資産台帳と現品の照合が実施されていなかった。 ○固定資産、消耗備品、消耗品の区分が会計規程上、明確に定められていなかった。					
会計規程	○物品管理や支出事務等における、審査・確認を行う会計職員の設置規定がなかった。					
所管部局に対する意見						
(3) 公有地取得の代行買収制度の試行や、将来的な全面委託への移行など、公社の業務拡大について検討しているところであるが、現状における課題や問題点を整理し、公社のあり方に対応した組織体制づくりについて、公社とともに取り組まれたい。						
(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。						
(5) 建設事務所の用地事務委託について、契約上 10 月中に委託料総額の 1/2 を支払うこととなっているが、1/2 のうち百万円未満の額を切り捨てた額を支出しているので、支払金額の算出方法について、契約書に明記されたい。						
(6) 高規格幹線道路等整備の用地事務委託について、契約書に個人情報保護規定がなく、個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。また、契約書に完成報告書や実績報告書の提出についての規定がなく、公社に対する履行確認書の交付がなされていなかったので、契約書を見直すとともに、履行確認書を公社に交付されたい。						
(7) ニューファクトリーひさい工業団地について、引き続き、企業への誘致活動を進めるなどにより、未分譲土地の解消に努められたい。						

<p>講じた措置（処理状況）</p> <p>〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕</p> <p>(1) 公有地取得の代行買収制度については、平成 21 年度から建設事務所に併設の全支所において試行を行っています。</p> <p>将来的な全面受託への移行に向けて、定期的に支所を訪問し意見交換したり、支所代表者による会議を県公共用地室も交え開催すること等により、課題や問題点を整理していきます。</p> <p>また、平成 22 年度から用地課を用地管理課と改め、支所の統括も行うとともに専門研修を行い、より専門性を発揮できる組織体制の構築に努めます。</p> <p>(2) 事務処理の改善について、下記の措置を講じました。</p> <p>現金払の取扱において、職員による立替払は行わないようにしました。</p> <p>契約事務にあたっては、随意契約理由や業者選定理由の記載、予定価格の設定及び検収の記録を徹底するようにしました。</p> <p>備品管理については、会計規程に基づき固定資産台帳と現品の照合を実施するとともに、備品表示票が貼付されていない備品については貼付しました。</p> <p>固定資産、消耗備品及び消耗品の区分については、土地開発公社経理基準要綱及び公社会計規程に基づいて運用していますが、取扱いをより明確にするため、公社会計事務取扱の細則に区分を明記しました。</p> <p>会計職員の設置については、公社会計事務取扱の細則に規定しました。</p> <p>〔所管部局に対する意見について講じた措置〕</p> <p>(3) 公有地取得の代行買収制度については、平成 21 年度から各建設事務所において、試行を行っています。また代行買収制度の本格実施に向け、公社は平成 22 年 4 月から試行的に四日市及び伊勢の各支所を独自支所体制としました。</p> <p>将来的な全面委託に向け、引き続き公社とともに実務上の課題を整理・検討していきます。</p> <p>(4) 公社に対して適切な事務処理を行うよう指導を行いました。なお公社においては指摘事項すべてについて対応済です。</p> <p>(5) 平成 22 年度の同契約については契約書に前金払いである旨及びその金額を明示しました。</p> <p>(6) 個人情報の保護については、平成 21 年度から契約書に個人情報保護の規定を設けるとともに、個人情報取扱特記事項を添付し、個人情報の保護、適正な管理について明示することとしました。今後も個人情報の適正な管理を徹底していきます。</p> <p>また、履行確認については、委託業務実績報告書の提出についての規定を整備し、平成 22 年度の契約書に明記するとともに、履行確認書を公社に交付しました。今後は、委託業務実績報告書の内容等について適切に確認するとともに、会計規則第 85 条 4 項の規定に基づき、遅滞なく履行確認書を相手方に交付することとします。</p> <p>(7) ニューファクトリーひさい工業団地は、中勢地域活性化の拠点として、平成 19 年に県と津市が共同で策定した企業立地促進法に基づく「津地域産業活性化基本計画」において、「中勢北部サイエンスシティ」と並び、重点区域に位置づけられています。</p> <p>そのため、これまで津市と連携しながら積極的な企業誘致に取り組んできたところですが、平成 20 年秋のリーマンショックに端を発する世界的な景気悪化の影響により、工場建設の延期・中止等、各企業の投資意欲は大きく落ち込みました。現在も景気の先行き</p>
--

は不透明な状況であることから、各企業は未だ大規模な投資には慎重な姿勢を見せています。

三重県では、地域経済の核となる産業を集積するため、3つのバレー構想を企業誘致戦略に掲げ、企業立地促進補助制度を効果的に活用し、一定の成果をあげてきたところです。また、これらに加えて、高度部材等先端的産業分野に属する製造施設や研究開発施設など国際競争力の高い産業の集積を図り、知識集約型産業構造への転換に資する企業誘致を進めています。

このような状況において、平成22年度から現行の補助制度を改正し、市場の急成長が見込まれる「環境・エネルギー関連分野」及び国内拠点の再編の動きに対応した「拠点化」を新たに対象に加えるとともに、平成21年5月に緊急経済対策の一環として創設した「緊急経済対策設備投資促進補助金」を平成22年度も継続することとしました。これらの制度を効果的に活用することで、企業の設備投資を後押しし、地域経済の活性化及び雇用の確保を図っているところです。

今後も、東京事務所や大阪事務所に駐在する企業誘致担当の情報収集機能を活用しつつ、より一層の企業ニーズの把握に努め、津市と連携しながら積極的にニューファクトリーひさい工業団地への企業誘致を進めていきます。

**監査結果に基づき講じた措置【補助金等関係】**

部局名	生活・文化部	団体名	学校法人慈光学園								
補助金等名	私立幼稚園振興補助金										
<b>監査結果及び意見</b>											
〔監査実施団体名〕 ひかり幼稚園											
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td><td>○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している人件費の中に、補助対象外教員の所定福利費が含まれていた。(当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。)</td></tr> <tr> <td>給与規程</td><td>○時間給で契約している教員に対し賞与を支給しているが、その金額の支給基準が当法人の給与規程に明記されていなかった。</td></tr> <tr> <td>経理規程</td><td>○振替伝票に起票者及び経理責任者の押印がなされていないなど、支払事務等が経理規程どおりに行われておらず、チェック体制が機能していなかった。 ○経理規程において、20万円を限度として常時経理責任者の手許に現金を保管することができると規定しているが、この限度額を超えて手許保管している場合があった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している人件費の中に、補助対象外教員の所定福利費が含まれていた。(当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。)	給与規程	○時間給で契約している教員に対し賞与を支給しているが、その金額の支給基準が当法人の給与規程に明記されていなかった。	経理規程	○振替伝票に起票者及び経理責任者の押印がなされていないなど、支払事務等が経理規程どおりに行われておらず、チェック体制が機能していなかった。 ○経理規程において、20万円を限度として常時経理責任者の手許に現金を保管することができると規定しているが、この限度額を超えて手許保管している場合があった。
項目	内 容										
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している人件費の中に、補助対象外教員の所定福利費が含まれていた。(当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。)										
給与規程	○時間給で契約している教員に対し賞与を支給しているが、その金額の支給基準が当法人の給与規程に明記されていなかった。										
経理規程	○振替伝票に起票者及び経理責任者の押印がなされていないなど、支払事務等が経理規程どおりに行われておらず、チェック体制が機能していなかった。 ○経理規程において、20万円を限度として常時経理責任者の手許に現金を保管することができると規定しているが、この限度額を超えて手許保管している場合があった。										
<b>所管部局に対する意見</b>											
(2) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。											
(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。											
<b>講じた措置（処理状況）</b>											
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕											
(1) 改善を要する事項については、下記のとおり法人を指導しました。											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の補助対象経費については、精査するよう指導するとともに、補助金の制度についてあらためて説明し、法人の理解を得ました。</li> <li>・給与規程については、改正するよう指導し、改正を確認しました。</li> <li>・法人の経理事務処理については、経理規程に基づき的確に行うよう指導した結果、以後法人においては、経理規程に基づく適正な事務処理に努めています。</li> </ul>											
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕											
(2) 補助対象経費については、補助金の申請時、確定時のチェックをより的確に行います。											
(3) 上記〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕に同じ。											

部局名	生活・文化部	団体名	学校法人あおい学園								
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）										
<b>監査結果及び意見</b>											
〔監査実施団体名〕 あおい幼稚園、桜あおい幼稚園											
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td><td>○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である茶菓子代等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）</td></tr> <tr> <td>旅費規程</td><td>○自家用車により出張した職員に対し旅費を支給しているが、その旅費の支給基準が法人の旅費支給規程に明記されていなかった。</td></tr> <tr> <td>備品規程</td><td>○有形固定資産の定義が、法人の経理規程に明確に定められていなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である茶菓子代等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）	旅費規程	○自家用車により出張した職員に対し旅費を支給しているが、その旅費の支給基準が法人の旅費支給規程に明記されていなかった。	備品規程	○有形固定資産の定義が、法人の経理規程に明確に定められていなかった。
項目	内 容										
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である茶菓子代等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）										
旅費規程	○自家用車により出張した職員に対し旅費を支給しているが、その旅費の支給基準が法人の旅費支給規程に明記されていなかった。										
備品規程	○有形固定資産の定義が、法人の経理規程に明確に定められていなかった。										
<b>所管部局に対する意見</b>											
(2) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。											
(3) 法人の会計事務等について、規定があいまいなまま事務処理をしている事例が見受けられたので、明確なルールに基づき処理を行うよう、法人を指導されたい。											
<b>講じた措置（処理状況）</b>											
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕											
(1) 改善を要する事項については、下記のとおり法人を指導しました。											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の補助対象経費については、精査するよう指導するとともに、補助金の制度についてあらためて説明し、法人の理解を得ました。</li> <li>・旅費規程、備品規程については、規程を改正するよう指導し、法人において改正作業を行っているところです。</li> </ul>											
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕											
(2) 補助対象経費については、補助金の申請時、確定時のチェックをより的確に行います。											
(3) 上記〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕に同じ。											

部局名	生活・文化部	団体名	学校法人白百合学園						
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）								
<b>監査結果及び意見</b>									
〔監査実施団体名〕 白百合幼稚園									
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与規則</td><td>○主任手当の支給、期末勤勉手当の加算などについての支給基準が法人の給与規則に明記されていなかった。</td></tr> <tr> <td>領収書</td><td>○支払事務において、経理規程に定める領収書の徴収がされていないものがあった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	給与規則	○主任手当の支給、期末勤勉手当の加算などについての支給基準が法人の給与規則に明記されていなかった。	領収書	○支払事務において、経理規程に定める領収書の徴収がされていないものがあった。
項目	内 容								
給与規則	○主任手当の支給、期末勤勉手当の加算などについての支給基準が法人の給与規則に明記されていなかった。								
領収書	○支払事務において、経理規程に定める領収書の徴収がされていないものがあった。								
所管部局に対する意見									
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。									
<b>講じた措置（処理状況）</b>									
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕									
(1) 改善を要する事項については、下記のとおり法人を指導しました。 ・給与規則については、改正するよう指導し、改正内容を確認しました。 ・法人の経理事務処理については、経理規程に基づき的確に行うよう指導した結果、以後法人においては、経理規程に基づく適正な事務処理に努めています。									
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕									
(2) 上記〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕と同じ。									

部局名	生活・文化部	団体名	学校法人日本聖公会三重学園				
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金						
<b>監査結果及び意見</b>							
〔監査実施団体名〕 聖ヤコブ幼稚園、まるこ幼稚園							
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td><td>○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である渉外費等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である渉外費等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）
項目	内 容						
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である渉外費等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）						
<b>所管部局に対する意見</b>							
(2) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。							
<b>講じた措置（処理状況）</b>							
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕							
(1) 補助金の補助対象経費については、精査するよう指導するとともに、補助金の制度についてあらためて説明し、法人の理解を得ました。							
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕							
(2) 補助対象経費については、補助金の申請時、確定時のチェックをより的確に行います。							

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人（社団）大和会（補助対象：日下病院）			
補助金等名	医療施設・避難所耐震化整備促進事業補助金（医療施設耐震整備事業）					
<b>監査結果及び意見</b>						
〔監査実施団体名〕 医療法人（社団）大和会（補助対象：日下病院）						
(意見) 概ね適正に処理されていた。						
<b>所管部局に対する意見</b>						
(1) 補助金の交付決定通知書に、法人が遵守すべき条件を記載していなかったので、今後、交付要領に定める条件を記載されたい。						
<b>講じた措置（処理状況）</b>						
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕						
(1) 平成21年度以降（但し、平成21年度は交付申請実績なし）の交付決定において、国の交付要領に定める条件を付して交付するよう、取扱いを改めました。						

部局名	健康福祉部	団体名	特別医療法人暉純会（補助対象：津看護専門学校）				
補助金等名	看護師等養成所運営費補助金						
監査結果及び意見							
〔監査実施団体名〕 特別医療法人暉純会（補助対象：津看護専門学校）							
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤講師の報酬</td><td>○非常勤講師が追試試験、再試験を実施する場合の報酬額について、その算出根拠が明確に定められていなかった。</td></tr> </tbody> </table>		項目	内容	非常勤講師の報酬	○非常勤講師が追試試験、再試験を実施する場合の報酬額について、その算出根拠が明確に定められていなかった。		
項目	内容						
非常勤講師の報酬	○非常勤講師が追試試験、再試験を実施する場合の報酬額について、その算出根拠が明確に定められていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 看護師等養成所運営費補助金について、国庫補助金の額の確定がされていないことから、法人に対する補助金額の確定がされていないので、国に要望するなどにより、早期に額を確定されたい。							
講じた措置（処理状況）							
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕							
(1) 非常勤講師に対する報酬の支給については、報酬および費用弁償等にかかる規定に基づき適正に行いうよう、平成22年3月5日付で津看護専門学校をはじめ、各看護師等養成所に通知したところ、その後、当該法人は規定案を策定し終え、教務委員会に諮る予定であることを確認しました。							
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕							
(2) 事業実績報告後、法人に対する補助金額の確定を速やかに行うため、国においても国庫補助金額の確定を早期に行いうよう、国の担当者会議等において要望を既に毎年行っており、補助金の額の確定の方法についても検討を行っています。							

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重福祉会（補助対象：寿楽陽光苑）			
補助金等名	老人保健福祉施設整備費補助金					
監査結果及び意見						
〔監査実施団体名〕 社会福祉法人三重福祉会（補助対象：寿楽陽光苑）						
(意見) 概ね適正に処理されていた。						
所管部局に対する意見						
(1) 補助金実績報告書において、設計監理費の記載誤りだったので、今後、報告書のチェックを適正に行われたい。						
講じた措置（処理状況）						
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕						
(1) 補助金審査事務について、複数担当制をしくことでチェック体制の強化を図るとともに、書類等のチェックを適正に行いうように、再度徹底しました。						

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人伊賀昂会（補助対象：太陽作業所）	
補助金等名	地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）			
監査結果及び意見				
〔監査実施団体名〕 社会福祉法人伊賀昂会（補助対象：太陽作業所）				
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">備品管理</td> <td style="padding: 10px;">○地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金で購入した厨房器具について、器具の一部が備品として管理されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	備品管理	○地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金で購入した厨房器具について、器具の一部が備品として管理されていなかった。
項目	内 容			
備品管理	○地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金で購入した厨房器具について、器具の一部が備品として管理されていなかった。			
所管部局に対する意見				
(2) 地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金について、国庫補助金の額の確定がされていないことから、法人に対する補助金額の確定がされていないので、国に要望するなどにより、早期に額を確定されたい。				
講じた措置（処理状況）				
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕				
(1) 地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）で購入した備品について、備品台帳を修正しました。備品の管理について、適切な事務処理に努めます。				
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕				
(2) 事業実績報告後、法人に対する補助金額の確定を速やかに行うため、国においても国庫補助金額の確定を早期に行うよう国の担当者会議等において要望を行います。また、補助金の額の確定の方法についても検討を行っています。				

部局名	環境森林部	団体名	いせしま森林組合			
補助金等名	・造林事業費補助金（流域育成林整備事業・一般造林事業） ・造林事業費補助金（高齢林整備間伐促進事業） ・間伐対策事業費補助金（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業）					
<b>監査結果及び意見</b>						
〔監査実施団体名〕 いせしま森林組合						
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受託事業</td> <td>○受託事業の経費明細がないため、森林組合が森林所有者に請求した金額の根拠が不明確なものがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	受託事業
項目	内 容					
受託事業	○受託事業の経費明細がないため、森林組合が森林所有者に請求した金額の根拠が不明確なものがあった。					
<b>講じた措置（処理状況）</b>						
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕						
(1) 指摘のあった事項については、請求金額を精査のうえ明細を確認しました。 また、当組合では、平成22年度から、造林事業の統括、申請書類のとりまとめ、補助金の経理などに係る担当者を増員するとともに、各担当者間の情報共有や連携を密にすることで、チェック体制の強化を図りました。						

部局名	農水商工部	団体名	亀山商工会議所						
補助金等名	小規模事業支援費補助金								
監査結果及び意見									
〔監査実施団体名〕 亀山商工会議所 (1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績報告</td><td>○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。</td></tr> <tr> <td>会計規程</td><td>○契約、物品、検収手続き等にかかる経理規程が整備されていなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内容	実績報告	○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。	会計規程	○契約、物品、検収手続き等にかかる経理規程が整備されていなかった。
項目	内容								
実績報告	○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。								
会計規程	○契約、物品、検収手続き等にかかる経理規程が整備されていなかった。								
所管部局に対する意見									
(2) 補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあるので、報告書の審査を適正に行われたい。									
(3) 契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、規程等の整備について、当商工会議所に対し、指導、助言等を行われたい。									
講じた措置（処理状況）									
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕									
(1) <input type="radio"/> 実績報告 補助金実績報告の関係書類について、記載内容の確認の強化を指導しました。 また、団体では実績報告書提出前に作成者以外の者が再確認する体制とし、確認機能の強化を図りました。									
<input type="radio"/> 会計規程 契約手続き等に係る規程の整備について指導しました。現在、団体では契約、物品、検収手続き等の規程を策定中です。									
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕									
(2) 対面審査時以外にも、事後の書面の再確認を徹底し、確認機能の強化を図りました。									
(3) 規程の整備について指導を行いました。現在、団体では規程の整備を進めており、契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、適宜助言等を行います。									

部局名	農水商工部	団体名	シャープ株式会社
補助金等名	産業集積促進補助金		
監査結果及び意見			
〔監査結果及び意見〕 シャープ株式会社 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(1) 補助金の実績報告書に、投下償却資産の内訳を示す資産リストが添付されているが、リストでは、補助対象資産と対象外資産が明確に区分されていないので、区分して記載するなどにより、補助対象資産の内訳を明確にされたい。			
講じた措置（処理状況）			
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕 (1) 企業が補助金の交付上限額を超える設備投資を行う場合に、補助対象資産と対象外資産の区分をより明確にするため、平成22年4月1日付けで補助金要領の実績報告関係様式を改正し、事業全体の総投資額のうち補助対象となる経費を明記させるとともに、当該補助対象経費に係る投下償却資産一覧の添付を求めることとしました。			

部局名	農水商工部	団体名	市場土地改良区			
補助金等名	基盤整備促進事業補助金 三重県経営体育成促進事業補助金					
<b>監査結果及び意見</b>						
〔監査実施団体名〕 市場土地改良区						
(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
事業状況報告	○三重県経営体育成促進事業補助金において、事業状況報告書が補助金交付要綱に定められた時期に提出されていなかった。					
事業委託	○基盤整備促進補助事業の一部を四日市市に委託しているが、委託にかかる契約書が作成されていなかった。					
<b>所管部局に対する意見</b>						
(2) 三重県経営体育成促進事業補助金について、補助金の概算払いの時期が年度末となっていたので、今後、適切な時期に補助金を交付されたい。						
<b>講じた措置（処理状況）</b>						
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕						
(1) 三重県経営体育成促進事業における状況報告書について、三重県経営体育成促進事業補助金交付要綱に定められた時期に提出するよう指導を行い是正しました。 基盤整備促進事業における事業主体から地方公共団体への委託について、契約書を作成し契約内容を明確にするよう指導を行い是正しました。						
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕						
(2) 概算払いについては、交付する額・時期について適正な運用を徹底します。						

部局名	農水商工部	団体名	三重県超短波無線漁業協同組合				
負担金等名	三重県漁業無線局運営経費負担金						
監査結果及び意見							
〔監査実施団体名〕 三重県超短波無線漁業協同組合							
(1) 負担金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計規程</td><td>○会計規程が整備されていなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	会計規程	○会計規程が整備されていなかった。
項目	内 容						
会計規程	○会計規程が整備されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 県と組合との間で交わされている協定書において、負担金の算出根拠となる総経費の内訳が明確に記載されていない。また、協定書に記載されている精算報告書の様式が定められていないので、協定書の内容を見直し、負担金の算出根拠を明確にされたい。							
(3) 当組合においては会計規程を整備していないため、事業費の効率的、経済的な執行が図られるよう、規程の整備についての指導、助言を行われたい。							
講じた措置（処理状況）							
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕							
(1) 監査結果意見及び所管室からの指導に基づき整備しました。							
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕							
(2) 負担金の算出根拠については、総経費の内訳を明確するため、負担対象経費とそれ以外の経費を区分できるよう、算出式及びそれに用いる経費を具体的に記載することとした。 また、精算報告書の様式を新たに作成するとともに、協定書に当該様式による提出を求ることとし、平成22年度の協定書締結から適用しています。							
(3) 会計規程の整備については、速やかに対応するよう指導した結果、整備されました。							

部局名	農水商工部	団体名	社団法人三重県トラック協会				
補助金等名	運輸事業振興助成交付金						
監査結果及び意見							
〔監査実施団体名〕 社団法人三重県トラック協会							
(1) 交付金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計規程</td><td>○入札後の契約手続きに関する規定、物品購入に関する規定が整備されていなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	会計規程	○入札後の契約手続きに関する規定、物品購入に関する規定が整備されていなかった。
項目	内 容						
会計規程	○入札後の契約手続きに関する規定、物品購入に関する規定が整備されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、規程等の整備について、当協会に対し、指導、助言等を行われたい。							
講じた措置（処理状況）							
〔監査実施団体に対する意見について講じた措置〕							
(1) 入札後の契約手続きに関する規定、一般競争入札ガイドライン（マニュアル）（H18.4.1 制定）及び指名競争入札実施要領（H18.11.1 制定）に従い確実に実施するとともに、入札後の事務処理については支払稟議取扱要領（H22.4.1 制定）にそった事務手続きを行うこととしました。							
物品・消耗品の購入及び委託業務等についても契約事務取扱規程（H18.4.1 制定）に従い確実に実施するとともに、事務処理については支払稟議取扱要領（H22.4.1 制定）にそった事務手続きを行うこととしました。							
〔所管部局に対する意見について講じた措置〕							
(2) 次の2点について、当協会に対し指導、助言等を行いました。							
① 従来から整備されていた入札後の契約手続き及び物品購入に係る規程等について適切に実施すること。							
② 予算執行にあたり、執行伺い・履行確認等を書面にて行うこと。							
平成22年5月28日に同協会を訪問し、上記の指導、助言等の結果を確認しました。							
①について、従来の規定に従い適切に実施されていることを確認しました。							
②について、支払稟議取扱要領を新たに制定し、執行伺い・履行確認等の契約事務が書面で適切に実施されていることを確認しました。							